

岡山県景観条例第 13 条に基づく事前指導取扱要綱

第 1 目 的

この要綱は、岡山県景観条例（昭和 63 年岡山県条例第 16 号）第 13 条に基づく事前指導の取り扱いについて必要な事項を定め、事前指導制度の円滑かつ効果的な運用に資することを目的とする。

第 2 対 象

この要綱の対象地域は、次のとおりである。

名 称	区 域
閑谷背景保全地区	旧閑谷学校内の主要眺望地点から 1 k m 以内の地域

第 3 事前指導

知事は、背景保全地区において、優れた景観を有する施設等の背景に影響を及ぼすおそれのある届出を要する大規模行為をしようとする者に対し、届出前に事前指導の申出を行うよう要請し、当該大規模行為をしようとする者からの事前指導の申出の内容について、景観計画区域における景観形成基準に基づき、当該施設等の背景に及ぼす影響を防止し、又は軽減するための方法等について、指導又は助言することができる。

第 4 提出書類及び提出先

前項における事前指導の申出は、事前指導申出書（様式第 1 号）により当該行為を管轄する県民局長に提出しなければならない。

第 5 書類の審査

審査は、県民局長が、前項の書類の提出を受け、当該行為地の市町村長の意見を聴取し、それを踏まえた上で行うものとする。

第 6 指導の基準

第 3 項の規定に基づく指導又は助言は、景観計画に定める背景保全地区における事前指導（景観形成）基準に基づき行うものとする。

附 則

この要綱は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。（後樂園背景保全地区の指定の解除）

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 7 月 1 日から施行する。（吹屋背景保全地区の指定の解除）

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。（事前指導申出書（様式第 1 号）の押印廃止）

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。（第 4 項及び第 5 項の改正）